

國學院大學學術情報リポジトリ

平安時代後期の神職補任に関する一考察：
神祇官移の発給から分かること

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 加瀬, 直弥 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002246

平安時代後期の神職補任に関する一考察

——神祇官移の発給から分かること——

加瀬直弥

A はじめに

平安時代後期の神社神職は、在地領主化等の経済的な面以外にも、神職を輩出する門流の固定化や、中央貴族の社司補任などの例から明らかかなように、転換点を迎えていたことがはつきりしてきた⁽¹⁾。ただ、神祇信仰そのものを支える神職の人的関係についてはなお検討の余地があるものと考えられる。本稿ではその一端を明らかにするため補任形態に注目し、神職補任に係る中央宮廷や国司、さらには神職組織そのものの動向がいかに反映されていたのか、一種類の補任に関する史料を端緒に、整理を試みることにする。

なお、当時の神祇信仰の変化過程から見た神職の実態については、三橋正氏の指摘がある⁽²⁾。この指摘は、平安時代中頃以降の日記に詳細に見られる貴族の神社参詣と神職の関わり方から、神社の性格そのものの変化をも見据えつつ神職の変化過程を解明したものであり、非常に参考になる。本稿でもこの指摘を踏まえつつ、神職の有する人的関係がどのように祭祀に影響を与えたのか、あわせて検討を行いたい。

B 神祇官移から考える神職補任の実態

(い) 『朝野群載』の神祇官移

永久四年(一一一六)に三善為康が編纂し、平安時代中期以降の詩文や宣旨・官符・書札等を数多く集成した『朝野群載』の卷六には、神祇官と項目立てられ、神道祭祀に関する文書が多く採録されている。その中には神社修造や祭祀の他に、神職に係る文書もいくらか収められており、神祇官が実際に補任に関与していたことを示すものもある。

しかし、それらの中には、格式や『類聚符宣抄』をはじめとした従来の法制史料には見られない形式の神職補任の文書が二通含まれている。これがこれから説明する神祇官が国司に対して発した移である。神祇官移の実態を把握することにより、未だ十分に解明されているとは言えない当時の神職補任における神祇官の権限が浮き彫りになるが、そのことを明らかにするためには、そもそも神職補任がどのように行われていたか明確にする必要がある。まずは、その点から説明する。

(ろ) 神職補任の基本的な手続きについて

神職補任の手續に関する最も古い部類に属する史料は、大宝令の注釈と考えられている『令集解』に引かれた古記であろう。

古記云、問、祝部何人、答、取_二神戸之内_一、又无_二神戸_一所者、在_二祝部一人身_一、或國司選定進上也、或神祇官

遣_レ使_レ卜定也、

これから説明する神職が、ここの「祝部」と同一視できるかどうかという疑問はあるものの、神社の祭祀者になることのできる集団として「祝部」を捉えれば、神職の補任には、古くから国司が該当者を選定し進上する方法と、神祇官が使を遣わし卜定する方法の二つが存在していたことがわかる。⁽³⁾

もつとも『令集解』が編纂された九世紀の後半には既に、これとは別の補任方法も見られる。次に示すのは、いずれも神主の補任を示す官符である。

『類聚三代格』卷一（神宮司神主祢宜事）・貞観十八年八月十三日官符

太政官符

應_レ置_二石清水山八幡宮神主_一事 坐_二山城國久世郡_一

從八位上紀朝臣御豐

右得_二護國寺牒_一稱、去貞観二年故傳燈大法師位行教奉_二爲國家_一特以_二懇誠_一祈_二請大菩薩_一、奉_レ移_二此山宮_一、自爾以降、道俗男女集會祈祝非_レ無_二靈驗_一、仍令_二件御豐_一權充_二神主_一供_二奉祭事_一、望_レ請、准_二宇佐宮_一充_二置件職_一、將_レ增_二神威_一者、右大臣宣、奉_レ勅依_レ請、

貞観十八年八月十三日

『類聚三代格』卷一（神宮司神主祢宣事）・元慶五年十月十六日官符

太政官符

應_下准_二筑前國本社_一置_中從一位勳八等宗像大神社神主_上事 坐_二大和國城上郡登美山_一

正六位上高階真人仲守

右得_二氏人内藏權助從五位下高階真人忠峯等解狀_一一僞、件社坐_二大和國城上郡登美山_一、依_二太政官去年三月廿七日符旨_一預_二官社_一訖、自_二從清御原 天皇御世_一至_二于當今_一、氏人等所_レ奉神寶并園地色数稍多、高階真人累代鱗次執_レ當社事、而今經_レ世久遠人意懈緩、或不_レ勤_二守掌_一紛_レ失神寶、或彼此相讓闕_レ怠祭事、如_レ是之故屢致_二重崇_一、仍可_下准_二本社_一置_中神主_上狀、去年申_レ官、而未_レ蒙_二裁下_一、件仲守天性清廉堪_レ爲_二神主_一、望_レ請、早被_二補任_一令_レ掌_二神事_一、但待_二氏長舉_一被_レ補_二其替_一、相替之限_一依_二格制_一、謹_レ請_二官裁_一者、從_二二位行大納言兼左近衛大將源朝臣多宣_一、奉_レ勅依_レ請、

元慶五年十月十六日

これらの官符はいずれも、特定の人物を神主として補任するためのものであるが、『令集解』の古記に見られる補任形態との相違点は、官符から読み取れる文書の補任ルートを見ることで判断できる。すなわち、前者の石清水八幡宮は護国寺の牒により、後者の大和宗像社の場合は氏人高階真人忠峯の解を直接受けて、それぞれ太政官符が下されているのである。古記にあるような、神祇官もしくは国司が神職を選定する状況をここから読み取ることができない。

国家のために祈請してきた、と先の貞観十八年官符にもある石清水八幡宮は実際にも、貞観初年の勸請後すぐに近

京神社奉幣の対象となるなど、⁽⁴⁾ 朝廷の厚い崇敬を受け続けている。大和宗像社の場合は従五位下内蔵権助、すなわち中級官僚ともいえる氏人の高階忠峯が取り次いだ形になっている。したがって、どちらも朝廷との深いかわりに基づいて、結局『令集解』の古記にある補任ルートをを用いなかったことが推測されるのである。この点は、実際の神職補任が個々具体的な流れに即してなされていたことを示している。

さらにこうした変化で注目すべき点は、朝廷からの直接的な働きかけによるものではないという点である。いずれの例を見ても明らかのように、本来の理由は神社側の事情にある。石清水八幡宮は、「道俗の男女集会祈祝すること靈驗無きに非ず」と官符に記されていることから、道俗男女、すなわち様々な人々の祈願を受け入れるためであるように解釈できる。大和宗像社の場合は、神社に蓄積された財物の散逸と、祭祀が実施されない状況を記している個所があり、大きな負担が想定される神事と神社そのものの維持を、高階氏が模索していた状況を読み取ることができる。

以上の点からすると、原動力が神社側にあり、かつ朝廷との関わりが深い神社の神職補任の手続きに当たっては、より直接的な補任ルートをとっていても、朝廷がそれを許容していたことが分かる。いずれにせよ、九世紀の後半に、寺院もしくは氏人という、本来神祇祭祀を務めとする官衙以外から、直接太政官に言上するという神社神職補任の流れは、明確に存在していたのである。

さらに時代が下ると、神職をめぐる関係者の競合関係と補任が大きくなるケースがみられ始める。天元二年（九七九）に大宮司職が置かれた筑前国宗像社が、十世紀の例としてまず挙げられる。このことを定めた太政官符（『類聚符宣抄』巻一（諸神宮司補任）天元二年二月十四日官符）には、天延二年（九七四）二月五日の宮司並びに氏人からの解が含まれているが、この中には設置の前職である宮司職補任のため、人々が太宰府や国司を介して官符を得ようと競い合っている状況が記されている。天元二年の官符自体は、こうした現状を記した宮司・氏人の解に基づき、神祇官

が太政官に言上することで、官符発布に至る道筋がついたのである。ここに、国司及び太宰府によって打開されない補任の問題を解決するためのチャンネルとして、神祇官はなお重要な役割を有していたことが理解できるのである。⁽⁶⁾

ところが、筑前宗像社とは逆の動きの存在もある。それは、大和菟足社（添上郡）の神主職をめぐる争いについて記されている、寛弘九年（一〇二二）六月八日の解⁽⁷⁾から読み取ることがができる。菟足社の神主職を所望する大中臣忠正は、当初本官、すなわち神祇官を通じた形での補任を言上した。しかしながら、その望みは、神主を称した藤原幹高の「非理の詞を受け容れ」、敢えて弁定しなかったため叶わなかった。と解には記されているのである。結局忠正は神主職補任の官符を得るため、大和国に解をたてまつったのである。事の顛末は明らかではないが、神職補任の希望全てに対して神祇官が応じられたわけではないことと、補任に当たり、比較的自由に取り次ぎ先を変えて申請を行えたことが同時に分かる。

（略）右得^二神主忠正去五月廿五日解状^一、件社神主職大中臣氏所^二勤仕^一也、仍忠正以^二去正暦二年八月十三日^一、補^二任神主大中臣吉見死闕之替^一畢、隨^レ勤^二仕神事^一、專無^二闕怠^一、而藤原幹高元非^二氏人^一、更號^二神主^一、寄^二事勢家^一、動致^二事妨^一、因茲具^レ注事由^一、雖^レ經^レ愁^二於本官^一、偏容^レ受幹高非理之詞^一、敢無^二辨定^一、謹檢^二傍例^一、諸社司等有^二如^レ此愁^一之時、給^二國解文^一、申^レ成^二官符^一、勤^二仕職掌^一□也、自餘之例、不^レ可^二勝計^一、望請國裁、因^二准傍例^一、被^レ言^二上於官^一、給^二官符^一、將^レ斷^二幹高非理之妨^一者、（略）

以上の点から、十一世紀に至るまでの間に、神職補任のため中央宮廷に取り次ぐ方法として、（一）神祇官への言上（二）国司（若しくは太宰府）への言上（三）神社祭祀に携わる氏人・寺による直接的な働きかけ、の三つのパターンが

存在していたことと、その選択は神職に委ねられていたことが明らかになる。

ただし、神職補任の言上が決定した後は、太政官符が下されることになるだけで、そのほかの手続き、とりわけ全国神社を把握する立場にある神祇官と、諸国の神社を掌る国司との連携についてははっきりしない。ただし、筑前宗像社や大和菟足社のように、神職補任をめぐる人々が競い合い、複数の人々が取り次ぎルートを求める状況が発生した場合、それを取り次ぐ部署のレベル、特に神祇官と国司との間にも競合関係が生じかねないことは容易に理解できよう。それだけに、これから説明する神祇官移という文書が、その点をどのように克服しているか注目されるのである。

(は) 神祇官移の効力

そこで、ここまでの説明を踏まえ、改めて『朝野群載』所載の神祇官移に論題を戻したい。次に掲げるのはその内の一通である。⁽⁸⁾

神祇官移 遠江國

應_下令_レ以_二清原則房_一、補_二任小國社神主_一、執_中行社務_上事

右人任_二相傳理_一、充_二補彼社神主職_一、依_レ例移送如_レ件、國察_二此狀_一、以_二一件則房_一、令_レ執_二行社務_一、以移、

永保二年十月十七日

正六位上行權少史伊岐宿祢

從四位上行伯王判

正六位上行權大祐卜部宿祢

この永保二年(一〇八二)の移で注目したいのは、本文の部分である。当該箇所の文言を解釈すると、神祇官が補

任したのは「神主職」であり、社務を執行させる手続については、国司に行わせているのである。この微妙な補任内容の差異は、神祇官が補任する神職と、国司が補任する神職はもともと違ったものであり、単なる追認ではないということが推測される。

しかしながら、清原則房を小国社の神主職に補任し、社務を執行させる一定の権限をもともと有しているのが、本来的に神祇官であるという文言解釈ができる点は看過できない。神祇官移は単なる報告という性格ではなく、それが例え形式的なものであれ、神祇官移がなければ補任がなされなかったことは、神祇官が補任に対する権限の上に成り立っているということが分かる。

『朝野群載』には、遠江国司が神社に対して発した符も掲載されている。

國符

清原則房

右人補_二任小國宮司職_一如_レ件、宜_下承知依_レ件行_上之、符到奉行、

守兼中宮少進藤原朝臣

永保三年八月廿七日

年齢を見れば分かることだが、神祇官移の方が先行して発されている。先程指摘した神祇官移の文言を踏まえれば、小国社においては、神祇官による補任、すなわち神主職が基本となる職であったことが理解できるのである。また、この事書を見れば一目瞭然であるが、国司は神主とは別の職、すなわち「宮司」職を補任しており、神祇官移の微妙

な言い回しと対応した形態になっている。この状況を軽々に断ずることはできないが、すでにこの時代になると、神祇官と国司それぞれが別個に独立した神職を補任していた可能性が推測される。どちらにしても神祇官移は、神祇官が国司に優越する形で神職補任を行うために効力を発揮していた文書であったことが理解できる。

この移を見る限り、神職補任を求めることのできる者は、国衙や地域社会の影響に左右されることなく、あくまで神祇祭祀を行うための職を神祇官に働きかけることができたことを示している。そして同時に、神祇官による職を得なければ、国内でも一定の職に就けない状況にあったことが理解できる。同じく『朝野群載』にある、次に掲げる神祇官移を得るための解からは、神社側が「不易の聖範」と、この神祇官移を重要視しているさまを窺い知ることができる。

正六位上安部^某解 申請官裁事

請^丁殊蒙^二官裁^一、依^二神祇官移旨^一、被^レ補^某國^某郡^某社長任^乙宮司^甲狀

右^某謹檢^二案内^一、依^二本官移^一、被^レ補^二諸國神社司^一者、不易之聖範也、望請、官裁云々、

年月日

以上、『朝野群載』に載録された三通の文書からいえることは、神祇官の移は、国司の権限よりも優越した神祇官権限の神職に補任される上で、当時必須であったと考えられる。そしてそれを、神社側はきわめて重く見ていたことが分かる。

ただし、留意しなければならないのは、神祇官には一定の補任に関するルールが存在していたことである。神祇官

移に記載された補任の理由は、「相伝の理に任」じているということである。つまり、正当な形で継承されていることが、神祇官による補任のもっとも肝要な部分であったことが、この点から浮き彫りになる。

神祇官は祝部の名籍を管理する立場にあることは、既に職員令で規定されているものである。神祇官はその職務を通じて、全国の神職の出自を知ることができるとする立場にあった。それだけに対象となる人物は限られるが、「相伝の理」を主張しえた神職の氏のものにとっては、神祇官は重要な行政官衙であったものと考えられる。

C 神祇官移の実例と、その後の展開

(い) 日記から見る神祇官移の具体例

神祇官移が具体的に登場するケースはそれほど多くはない。まず紹介するのは、藤原宗忠『中右記』に記載された嘉保元年（一〇九四）九月十五日の結政の記事である。

十五日、癸丑、天晴、政始也、早旦參_二結政_一、(略)次居物了後申文、上卿見了後、史給_レ申之時、上卿命云、常陸國某社司神祇官移、已康平年中也、加之姓名已異如何、右府_座弁達何以被_レ免上哉、左大弁_{藤原季仲}咲無_レ所_レ被_レ陳、先舉_二右少弁_一、又以無_レ所_レ陳、件事、上卿之難尤可_レ然、七弁皆以奇恠也、○聞、史申云、右大弁被_レ申_二上社司_一也、仍史不_レ留者、予如_レ此申上之文強不_レ難、然而於_二此文_一者甚奇恠也、仍上卿被_レ仰了、(略)

この記事は神祇官移が発された例ではないが、神祇官移による補任形態がどこまで遡れるかという点を考える上で

貴重なものである。記事にもあるように、常陸国の某社社司を補任するための文書は康平年中（一〇五八〜六五）のものとしてされる。結果的には結政の上卿・民部卿源俊明に三十年以上前の、しかも姓名までも異なるものと難ぜられ、記主宗忠にも「甚だ奇怪」と評された訳であるが、重要なのは、神祇官の移が後冷泉天皇の時代には用いられていたことが理解できる点である。⁹⁾

神祇官移にかかわる日記の記録でいま一つ紹介したいものがある。次に掲げるのは『永昌記』嘉承二年（一一〇七）の四月二十八日条の記事である。

今日有政、(略) 参^二結政所^一、(略) 到^二南所門^一、次右少史範定申文、(略) 申文之内、長門一宮神宮司^(寺カ)別当僧侶、不^レ可^レ預^二神祇官移^一之由、上^(藤原顕実)卿被^レ難、仍史範定不^レ准退歸、(略) 次政、

これによれば、長門の一宮は、僧侶であっても神祇官の移によって補任することを考えていたようである。これら実際には上卿藤原顕実が神祇官移で定める対象ではないことを指摘したため実施には移されなかったが、寺院組織を束ねようとする神職の意思が、神祇官移を求める行動に反映したものと見えよう。本来的に補任形態の違う僧侶の補任について神祇官移を求めていたという事実に着目して別の見方をすれば、それだけ神祇官移が関係者、とりわけ国司に対して強い影響力があったことの裏返しということにもなる。

(ろ) 『神祇官諸社年貢注文』について

白川家に伝えられた神祇官諸社年貢注文は、当時の神祇官と全国諸社との関わりや、経済状況の一端を知ることの

できる史料である。当時ではまだ珍しい「二宮」の名がいくつつか（尾張・佐渡・伯耆・長門・淡路・讃岐）連ねられており、その他の神社も畿内の著名社や、後に一宮とされる神社が列記されていることで注目されるものであるが、いくつかの神社に神職補任のことが注され、また「移文」と記されているケースがあることは、本論を進めるうえでは看過できないものである（表参照）。下野国の香取社の部分はより具体的であり、

「神官等皆申_二請本官移文_一、

とある。当時の香取社は神職補任にあたって神祇官の移が発されていた紛れもない証拠と言える。陸奥国の大高山社（柴田郡）と菟田峯社（菟田郡）にも、「大夫伯御時清衡申_二請移文_一」とあり、神祇伯と左京大夫を兼ねていた源顕仲（在任保安三年（一一二二）から保延四年（一一三八）¹⁰）の時代に藤原清衡（大治三年（一一二八）没）が移を申請していることが分かる。さらに近江国の田呵大社（犬上郡）には「移文申」と付されている。今示した三社の表記を踏まえれば、田呵大社の「移文」が神祇官移を指していることは間違いなからう。

さらに、先ほど取り上げてきた神祇官移を用いていた神社のうち、遠江国の小国社と、長門の一宮はその名が記されている。

これらの神職補任の記述が、神祇官への年貢の概要を記した文書にあわせて記されているという事実は、とりもなおさず、年貢が神職補任に伴う一種の対価となっている可能性があるということになる。当該文書がどれほど実態を反映していたかどうかにについてははっきりしないものの、神祇官自体も経済的な基盤の一部を、いわば神職補任の手数料に依拠していた可能性が高い。

(表) 『神祇官年貢注文』(永万文書)に見られる神職補任の記述

「移文」	近江田呵大社、下野香取社、陸奥大高山社・菊田峯社
「自本官神主」	河内平岡社、飛騨水無社、佐渡一宮
「神主被成」	河内弓削社、伊勢稲生社・朝明上下社

D まとめ

以上、史料上の制約もありはなはだ粗略ではあるが、平安時代後期の神祇官移の役割について明確になる点を挙げた。本来的に補任をめぐっての対立事例がある神職だが、在地社会における国司の影響力が強まっている平安時代後期という時代においては、さまざまな外的影響や干渉も存在したものと考えられる。そうした中であって、小国社の例を見れば明らかのように、国司に対しても一定の影響力を持つことができた神祇官移は、神職を望む者にとっては極めて意味のある文書として捉えられていたのであろう。

ただ実際のところ、諸社の神職補任の決定プロセスに神祇官移が発給される例がどれほどあったかは疑問である。直接神祇官移が発された神社に関する資料はないものの、先程の筑前宗像社の応徳元年(一〇八四)の神職補任に関する官符は、前章で説明した天元二年の際の補任の取次法、すなわち宮司並びに氏人↓神祇官↓太政官というルートとは相違する。文中に引用されているのは氏道の四月二十九日の解のみであり、氏人が直接太政官に言上を行うような形を取っている。

太政官符 大宰府

應_下以_二正六位上宗形朝臣氏道_一補_中任管筑前國宗像社大宮司長任職_上事

右得_二氏道去四月廿九日解狀_一 備、謹檢_二案内_一、當社之例、大宮司秩滿之後、氏中以下爲_二長者_一之者_上、被_レ補_二任件職_一、累代之例也、今氏道尤當_二其任_一、望請、官裁因_二准先例_一、被_レ補_二任大宮司職_一者、正_二二位行權中納言兼治部卿太皇太后宮大夫藤原朝臣伊房宣、依_レ請者、府宜_二承知依_レ件行_レ之、符到奉行、

左中弁藤原朝臣

右少史大宅真人

應徳元年七月廿七日

この他にも、神祇官移が用いられてはいないものの、撰津住吉社のように、神祇官が推挙したにもかかわらず、神主の希望者が複数いるまま太政官に持ち越され、陣定で議された例もある⁽¹¹⁾。そもそも住吉社は、神職補任に当たって申請を行った部署が代によつてまちまちであつた⁽¹²⁾。つまり、神祇官への補任取り次ぎ依頼は、有益な方法ではあるが、絶対的ではなかつたようである。多くの神職も神祇官を数ある神職補任の窓口のうちの一つという位置づけで認識していたものと考えられる。

院政期の神社制度については、なお検討すべき点も多いが、今後は、神祇官と全国諸社との信仰面での関わりを追及していきたい。

註

- (1) 神職の門流固定化の顕著な例は伊勢の神宮の祭主であり、代々二門の人物が補任されるようになったのは院政期の親隆の時代である(藤森馨「清麻呂流大中臣祭主家成立の背景」日本文化研究所編『大中臣祭主藤波家の研究』続群書類従完成会、平成十二年)。また、中央貴族の補任の例は尾張熱田社であるが、その背後関係に国司と熱田社の緊張関係が指摘されている(藤本元啓『中世熱田社の構造と展開』続群書類従完成会、平成十五年)。
- (2) 三橋正「中世的神職制度の形成——神社神主」の成立を中心に——『神道古典研究会報』一五、平成五年。
- (3) もつとも、天長十年(八三三)成立の『令義解』同一箇所には、単に国司が神戸の中からえらび定め、太政官に言上することのみが記されている。時代によって変化したかのようにも捉えられるが、古記を採録した『令義解』が『令義解』より後の九世紀後半に成立したことを考えると、神祇官から太政官に言上して神職を補任するケースは連綿と存在していたものと考えられる。
- (4) 『日本二代実録』貞観二年五月十五日条。
- (5) なお、官司職について天元二年官符は天慶の乱後の菩薩位を授け奉られた後とするが、『洞院家記』巻十にある延長三年(九二五)十月九日の「補諸社禰宜祝事」にはすでに「筑前國宗像官司」の名がある。天元二年官符にあるいきさつがあくまで現任官司などからの言上によるもので、的確な事実把握をしていたという証明が取りづらい点や、『洞院家記』の成立が南北朝以降であることも踏まえつつ、矛盾があることを指摘しておきたい。
- (6) この官符による大官司職補任の経緯については拙稿「筑前宗像社における大官司設置について」(『國學院雑誌』一〇四—一一、平成十五年)を参照されたい。
- (7) 成實堂文庫文書・『平安遺文』四六七。引用に当たっては同文庫の配慮により閲覧の機会を得た。この場を借りて御礼申し上げる。
- (8) 『朝野群載』の諸本については高田義人『朝野群載』写本系統についての試論——慶長写本・東山御文庫本・三条西本・葉室本を中心として——(『書陵部紀要』五四、平成十五年)を参考とした。
- (9) 最大の問題は神祇官移が十一世紀半ばという時期に見られ始めるようになったのかという点であるが、直接的な原因ははっきりしない。経済的な側面から考慮すると、後述するような年貢を貢進するシステム形成の過程で、当時はいわ

ばその反対給付となる神職補任の形態を模索した結果とも解釈できる。一方で信仰の面からすれば、神祇官は軒廊御卜や祈雨等の祈祷などで貴族との関わりを深めつつあり、影響力を増していた時代といえる。また、後冷泉天皇の時代に至って、伊勢例幣の時に神祇官へ「行幸」するという行事が見られ始める（『定家朝臣記』康平四年九月十一日条には、康平四年（一〇六一）の伊勢例幣による行幸のことが記されている）。もともと伊勢例幣の時は八省院に出御するのが習わしであったが、神祇官行幸については『江家次第』にも採録されており、恒例化されていたことが分かる。このような宮廷内の神事における神祇官の地位の高まりが、国司に優先する神職補任の方法を顕在化させる要因であったことも想定しておく必要がある。なお、神祇官行幸については佐伯有義『神祇官考証』（会通社、明治三十三年）参照。

(10) 顕仲の在任期間は『公卿補任』による。源顕仲が神祇伯に補任されたのは保安三年に左京大夫を兼帯していた（天治元年（一一二四）には左京大夫を辞している）ので、「大夫伯」と呼ばれたものと考えられる。

(11) 『長秋記』天永二年七月二十九日条。

(12) 加地宏江氏が紹介した『津守氏古系図』（資料は「津守氏古系図について」『人文論究（関西学院大学人文学会）』三七―一、昭和六十二年）を参考にすると、撰関期以降に補任された神主の伝の中の一部に、どのような形態で補任されたかということが記されている。この中の補任形態をまとめると、国解による補任、神祇官による補任、氏拳による補任と、三通り見られ、必ずしも一致していない。